

複写

〒395-0303

長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地
阿智村 村長 熊谷秀樹 殿

通知書

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館入 2階
青南法律事務所

TEL03-6912-3900 FAX03-6912-3901

熊谷章文代理人弁 護 士 瀬 川 千 鶴

複写

複写

前略
当職は熊谷章文（以下、「通知人」といいます）の代理人として、後記土地1乃至3（以下、「本件土地1乃至3」といいます）について、貴村より、令和3年3月4日付のご回答（以下、「本件回答」といいます）をいただきましたので、ご連絡いたします。

本件回答によると、平成7年3月2日に貴村と本谷園原財産区において、土地売買契約を締結し、金銭を支払い、当該土地売買契約第7条の「本谷園原財産区が責任をもって解決するよう努めなければならない」との規定に基づき、本件に貴村は相談に応じられないと述べております。

しかし、貴村と本谷園原財産区との契約内容は当事者間のものであり、通知人はその内容に拘束されておりません。そして、現在、本件土地1乃至3は、貴村が道路等に利用しており、貴村において通知人の所有権を侵害しております。

そのため通知人としましては、貴村に対し、侵害行為を直ちにやめていただくこと、これまでの侵害行為の賠償を請求する次第です。

令和3年2月12日付の当職からの通知書にも記載した通り、現実的な解決方法についても話し合いをさせていただきたいと考えております。

今後の具体的な解決方法につき、ご相談させていただきたいと考えておりますので、本書面をお読みいただきましたら、再度、ご検討いただいたうえで、当職宛にご連絡いただけるようお願いいたします。

【土地の表示】

複写

